

裁判員等経験者の意見交換会(第27回)開催概要

広島地方裁判所

開催日 令和6年1月17日(水)

参加者 裁判員等経験者6名

(令和4年4月以降に裁判員裁判を経験された方 ※詳細は下記の表のとおり)

裁判官3名

(経験者が参加した事件を担当した裁判官)

検察官1名

弁護士1名

経験者番号	年代・性別	参加事件の罪名	自白・否認の別	職務従事日数(公判回数)
①	60代・男性	殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反	否認	8日(公判5回)
②	40代・男性	殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反	否認	8日(公判5回)
③	40代・女性	殺人未遂、非現住建造物等放火	否認	8日(公判4回)
⑤	40代・男性	住居侵入、強制わいせつ致傷	否認	6日(公判4回)
⑥	50代・男性	住居侵入、強制わいせつ致傷	否認	6日(公判4回)
⑦	70代・男性	住居侵入、強制わいせつ致傷	否認	6日(公判4回)

※経験者番号④の経験者は、欠席です。

※経験者番号①、②の経験者と⑤～⑦の経験者は、それぞれ同一の事件に参加されています。

【意見交換会の話題事項】

- 1 裁判員裁判に参加した感想等
- 2 分かりやすい審理及び評議の在り方
- 3 裁判に参加するに当たっての苦勞、不安等

話題事項 1 : 裁判員裁判に参加した感想等

- ① 裁判員の方々が色々な意見を述べられて、ひとりひとりの考え方の違いや、ものの見方の違いを痛感できた。被害者がその後どのような状況に置かれているのかというのを被害者自身からの話として聞いてみたかったし、被害者に対する視点がもう少しあってもいいのかなと思った。
- ② 審理に立ち会って、日頃経験しないような精神状態になったし、審理と仕事との切り替えが難しかった。他の裁判員の方の犯罪に対する強い思い、素直な処罰感情や倫理観にも触れることができ、やはり犯罪は許してはいけないということを裁判員の期間を通じて改めて感じた。いい経験になった。
- ③ 最初は自分の意見を言えるか不安だったが、評議の時も分かりやすく説明していただいたし、雰囲気も良く、どなたも意見を言えるような環境だった。普段経験することがない非日常的な時間を過ごすことができた。
- ⑤ 正直なところ裁判員に当たりたくなかった。実際に参加してみて、裁判長の促しなどもあり意見しやすく、非常に勉強になった。いい経験になった。
- ⑥ 法律の勉強をしたことがあったので、選任期日の案内が来たときはぜひやってみたいという気持ちだった。他の裁判員の方の意見を聴いて、こういった考え方ができるんだ、こういった見方があるんだと思うことがあり、いい勉強になった。
- ⑦ 裁判所に来ること自体初めてだったが、裁判長も噛み砕いて説明されていたし、非常にやりやすかった。裁判員裁判に参加して、いい勉強をさせてもらった。

話題事項 2 - 1 : 分かりやすい審理及び評議の在り方（冒頭陳述から証拠調べの流れについて）

- ⑥ 法廷で初めて事件の内容を知ることになるので、冒頭陳述で詳細に説明されても、情報が多すぎて裁判員は付いていけないと思う。冒頭陳述の後、証拠を調べる前に、証拠のこの点に注目してほしいといった説明があると、裁判員もその点に注目して審理を見ることができ、検察官・弁護人の主張も頭に入るのはないかと思う。要所、要所で証拠の意味や見方を説明してもらう方が、理解しやすくいいのではないかと。
- ③ 冒頭陳述はコンパクトにまとめてもらい、証拠を調べる時に、犯行態様の説明や証拠の見方について詳細に説明してもらう方が分かりやすくいいと思う。
- ① 流れは、今のままでいいと思う。全体の話を先にしてもらって、その後にこういった証拠がありますという話をしてもらう方が分かりやすいと思う。
- ⑦ 特に気になる点はなかった。流れもスムーズで良かったと思う。

話題事項 2 - 2 : 分かりやすい審理及び評議の在り方 (分かりやすい資料への工夫について)

- | | |
|---|---|
| ② | 分かりやすい裁判のために、裁判員への配慮がされており、審理で出てくるパワーポイントなどの資料も分かりやすくするために相当な努力がなされていると感じた。法廷での被告人の言葉遣いや仕草に強い印象をもってしまうので、被告人のもっている障害がどの程度事件に影響しているのか、もっとスッと腑に落ちるような説明があると良かったと思う。 |
| ③ | 資料1つ1つとっても、ポイントを絞った分かりやすいものになっていた。被告人と警察との間にあった事件前日のやりとりについては、簡単にしか触れられていなかったが、事件にも何らかの影響があったと思うので、もう少し詳細な資料があってもよかったと思う。 |
| ⑤ | 資料は分かりやすいものになっていると思う。 |

話題事項 2 - 3 : 分かりやすい審理及び評議の在り方 (証人尋問、被告人質問での工夫について)

- | | |
|---|---|
| ⑥ | 証人(被害者)の話を聞いた後に被告人の話を聞くという流れだったが、被告人の話の中に証人の話とは違う内容が出てきたので、その経緯について証人に聞きたかったなと思う部分があった。証人の話を聞く前に被告人の話を聞くことができないのかなと思った。 |
| ② | 自分だったら「この人からも証人として話を聞いてみたい。この人の話を先に聞いたらどうかな。」と想像することがあった。証人と被告人以外にも、供述調書に現れた他の人の話も聞いてみたいと思いながら審理に参加していた。 |
| ③ | 証人(医師)の話は、パワーポイントの資料もあって分かりやすかったと思う。被告人質問の際、被告人本人の記憶が曖昧だったので、本人の口から出てきたこれまで本人に関わったことのある人たちからも話を聞くことができたなら、もう少し深く被告人の状況が掴めたのかなと思う。 |
| ⑤ | 証人として、専門家の方が資料をもとにはっきりと説明をしてくれたので、裁判員としては判断するのに役立ったと思う。 |

話題事項 2 - 4 : 分かりやすい審理及び評議の在り方 (裁判官の説明や進行について)

- | | |
|---|---|
| ③ | 評議は話し合う点も多かったが、ポイントに沿って1つずつ進んでいき、説明も分かりやすく、やりやすかった。素人の私達にも分かりやすくといった優しさを感じた。 |
| ⑥ | 裁判官が噛み砕いて説明してくれたことは良かったと思うが、集中して時間をかけている部分と、淡々と進んでいく部分があったので、時間の掛け方のバランスを最初に整理してやった方が良かったのではないかと思う。 |
| ② | 量刑グラフを示す時期は、全体の流れを考えると、議論が出尽くしたところでというのがタイミングとしていいと思う。 |
| ① | 個人的には、議論が出尽くしたタイミングよりも、もう少し前に量刑グラフを示してほしい。そうすることで、裁判例を踏まえて被告人の刑の軽重をしっかりと考える時間ができたのではないかと思う。 |

話題事項 3 : 裁判に参加するに当たっての苦勞、不安等

- | | |
|---|--|
| ① | 無職なので時間的な余裕があったが、会社勤めをされている方にとっては、時間的な制約がある中で日々の生活と裁判との切り替えは大変だろうなと感じた。 |
| ② | 参加することについて職場の理解を得ることはできた。自分がどこまで冷静な判断ができるかと考えることもあったので、心構えをするために、選任される前にもう少し事件の内容を知ることができたらいいのになと思った。 |
| ③ | 職場の同僚は理解を示してくれたが、会社として公休は認められなかった。仕事のスケジュールだけでなく子どもの行事などでも色々な調整が必要だった。審理期間としては、審理の間が空いてしまうと内容が薄れてしまったり、思い出すところから始まってしまうので、集中審理というのがやっぱりいいのかなと思う。裁判員制度をどんどん普及させてもらって、世の中の理解がもっと進めばいいなと思う。 |
| ⑤ | 裁判に参加している間は、会社では特別休暇扱いをしてもらえた。スケジュール的にも特に問題はなかった。 |
| ⑥ | 自営業的な仕事をしているので、時間的な制約はなかったし、裁判所から帰った後、少し仕事をすることで頭の切り替えができ、裁判の内容を引きずることはなかった。ただ、自宅が遠方にあるので、期日が3日連続とかになると裁判所に通うのが大変だった。 |
| ⑦ | 時間的な問題はなかった。集合時間や終了時間については、どの時間にしても人によって良い悪いがあるので、難しいところがあると思う。 |